



令和5年(2023年)11月30日(木) 10時00分 配布

<p>項目</p>	<p>第9期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」(素案)に係る道民意見提出手続(パブリックコメント)の実施について(お知らせ)</p>
<p>配付資料</p>	<p>1 道民意見提出手続の意見募集要領 2 北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課 HP サイト画面から ・第9期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」(素案)概要 ・第9期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」(素案)概要(やさしい版)</p>
<p>内容及び報道に当たってのお願い</p>	<p>本道の高齢者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図るために策定する第9期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」(素案)について、道民意見提出手続(パブリックコメント)を実施しますので、お知らせします。</p> <p>1 募集期間 令和5年(2023年)12月5日(火)～令和6年(2024年)1月5日(金)</p> <p>2 計画(素案)の閲覧場所 (1) 北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課ホームページ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/170651.html (2) 北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課 (3) 北海道総務部行政局文書課行政情報センター (4) 各(総合)振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー (5) 各(総合)振興局保健環境部社会福祉課 (6) 各(総合)振興局保健環境部保健行政室(地域保健室)企画総務課</p> <p>3 意見の提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール等にて、北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課基盤整備係あて提出。 ※詳細は、別添「道民意見提出手続の意見募集要領」をご参照ください。</p> <p>多くの道民の皆様から御意見をいただきたいと考えておりますので、積極的なPRをお願いいたします。</p>
<p>他クラブとの関係</p>	
<p>担当窓口</p>	<p>○保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課 【担当:松本】 電話 011-231-4111(内線 25-653) 011-204-5271(ダイヤルイン) ○オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課 【担当:松本】 電話 0152-41-0774</p> <div data-bbox="1292 1792 1468 1915" style="text-align: right;"> </div>

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和5年(2023年)12月5日

- 1 計画等の案の名称
第9期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」(素案)
- 2 参考資料の名称
(1) 第9期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」(素案)概要
(2) 第9期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」(素案)概要(やさしい版)
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
北海道のホームページ(保健福祉部高齢者保健福祉課、子ども政策企画課ホームページ)に掲載
(高齢者保健福祉課 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/170651.html>)
(子ども政策企画課 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomoikenkeikaku.html>)
上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。
ア 北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課(道庁6F)
イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3F)
ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
エ 各総合振興局保健環境部社会福祉課及び各振興局保健環境部社会福祉課
オ 各保健行政室企画総務課及び各地域保健室企画総務課
※上記の場所で紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は担当職員へお申し付け下さい。
- 4 意見等の募集期間
令和5年12月5日(火)～令和6年1月5日(金)
- 5 意見等の提出方法及び提出先
(1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課(基盤整備係)
(2) ファクシミリ 011-232-8308
(3) 電子メール hofuku.kouhuku1@pref.hokkaido.lg.jp
(4) 電子申請サービス(子ども向け) <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=xZnEs3Iy>
- 6 説明会の開催
北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画(素案)についてご説明し、出席された方々からご意見を伺う説明会を次のとおり開催します。
なお、説明会の会場では、文書で意見を提出していただいても結構です。

開催地	日 時	会 場
帯広市	令和5年12月18日(月) 13:30～16:30	十勝総合振興局講堂(3階)
函館市	令和5年12月20日(水) 13:30～16:30	渡島総合振興局講堂(3階)
札幌市	令和5年12月25日(月) 13:30～16:30	かでの2.7大会議室(4階)
釧路市	令和5年12月27日(水) 13:30～16:30	道東経済センタービル大会議室(5階)
旭川市	令和6年1月11日(木) 13:30～16:30	イオンモール旭川駅前イオンホール(4階)
北見市	令和6年1月17日(水) 13:30～16:30	北見市端野町公民館多目的ホール(1階)

- 7 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和6年3月下旬頃を目処に「道民意見提出
手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行
います。
- 8 その他
(1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
(2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがありま
す。
(3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
(4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご
遠慮願います。
(5) 説明会での意見は当課において文書化し、郵便等で提出された意見と同様に取り扱います。
なお、意見等の募集期間(R5.12.5～R6.1.5)後に開催する、旭川市(R6.1.11)及び北見市(R6.1.17)
における説明会での意見も同様に取り扱います。
(6) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、
連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
(7) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報記載された意見は
公表しない場合があります。

問い合わせ先
保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課(基盤整備係)
電話 011-231-4111(内線 25-663、25-672)